

外形標準課税の対象法人の判定

・ A又はB・Cのいずれかに該当する場合、外形標準課税法人の税率が適用されます。
 ・ 各要件の詳細につきましては記載している条文等を御参照ください。

スタート

所得等課税法人(※1)以外の法人で事業年度末日において、
 資本金の額又は出資金の額が1億円以下ですか

はい →
 いいえ - - -

【法第72条の2第1項】
 【R7.4.1施行 取扱通知1の2(4)】

いいえ

外形標準課税
 の対象法人と
 なります

令和7年4月1日以後に開始する事業年度ですか

【改正法附則第7条第1項】

いいえ

<100%子法人等への対応判定>

<減資への対応判定>

(注) 左右どちらの判定も行ってください

令和8年4月1日以後に開始する事業年度ですか

【改正法附則第8条第1項】

いいえ

はい

事業年度末日において、以下のいずれかに該当する法人ですか

- 特定法人(※4)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人
- 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

【R8.4.1施行 法第72条の2第1項第1号口、第2項】
 【R8.4.1施行 令第10条の2～第10条の5】
 【R8.4.1施行 規第3条の13の4】
 【R8.4.1施行 取扱通知1の2(3)(5)(6)】

いいえ

はい

事業年度末日において、**払込資本の額**(※2)(注)が2億円超ですか

(注) 改正法の公布日(令和6年3月30日)以後に当該法人が行う一定の配当等(※5)により減少した払込資本の額を加算した額

【R8.4.1施行 法第72条の2第1項第1号口、第2項】
 【R8.4.1施行 令第10条の2、第10条の5】
 【R8.4.1施行 規第3条の13の4】
 【R8.4.1施行 取扱通知1の2(3)(4)(7)】

いいえ

特例措置の要件判定

産業競争力強化法の改正の日(令和6年9月2日)から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等ですか

【R8.4.1施行 法附則第8条の3の4】
 【R8.4.1施行 令附則第6条】
 【R8.4.1施行 規附則第2条の6の4、第2条の6の5】

はい

(注) 特例措置の対象期間(※6)に限る

いいえ

<100%子法人等への対応判定>により外形標準課税の対象法人となります

令和7年4月1日以後**最初に開始する事業年度(最初事業年度)**ですか

【改正法附則第7条第2項】

はい

いいえ

最初事業年度の経過措置の要件判定(※3)

改正法の公布日(令和6年3月30日)を含む事業年度の**前**事業年度から、最初事業年度の**前**事業年度までの**いずれかの**事業年度が外形標準課税の対象法人ですか

【改正法附則第7条第2項】

いいえ

はい

以下の要件を**全て**満たしますか

- 改正法の公布日(令和6年3月30日)を含む事業年度の**前**事業年度が外形標準課税の対象法人
- 改正法の公布日の前日(令和6年3月29日)の現況において資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- 改正法の公布日(令和6年3月30日)以後に終了した**各**事業年度において外形標準課税の対象外

はい

経過措置の対象外

【改正法附則第7条第2項】

いいえ

前事業年度が外形標準課税の対象法人ですか

【R7.4.1施行 法附則第8条の3の3第1項】

いいえ

はい

事業年度末日において、**払込資本の額**(※2)が10億円超ですか

【R7.4.1施行 法附則第8条の3の3第1項】
 【R7.4.1施行 令附則第6条】(R8.4.1以後開始事業年度は【令附則第5条の7】)
 【R7.4.1施行 規附則第2条の6の3】
 【R7.4.1施行 取扱通知1の2(3)(4)】

いいえ

はい

B

<減資への対応判定>により外形標準課税の対象法人となります

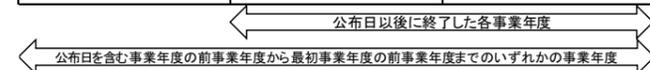
(※1) 所得等課税法人： 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

(※2) 払込資本の額： 資本金の額又は出資金の額と資本剰余金の合計額

(※3) 最初事業年度の経過措置の判定に係る事業年度

例) 決算日: 3月31日の場合

改正法の公布日(R6.3.30)			
公布日を含む事業年度の 前 事業年度	公布日を含む事業年度	最初事業年度の 前 事業年度	最初事業年度
令和5年3月期 (R4.4.1~R5.3.31)	令和6年3月期 (R5.4.1~R6.3.31)	令和7年3月期 (R6.4.1~R7.3.31)	令和8年3月期 (R7.4.1~R8.3.31)



(※4) 特定法人： 払込資本の額(※2)が50億円を超える法人(法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(外国相互会社を含む。)なお、特定法人に該当するかは、当該子法人等の事業年度末日以前に最後に終了した事業年度末日(終了の日がない場合には、親法人の設立の日)において判定する。

(※5) 一定の配当等： 外形標準課税の判定の対象となる法人について、令和6年3月30日以後に、特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある、又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている場合において、当該法人が行う、資本剰余金の額の減少を伴う剰余金の配当又は出資の払戻しをいう。なお、一定の配当等は、配当等を行った事業年度だけでなく、以後の各事業年度においても払込資本の額に加算されることとなる。

(※6) 特例措置の対象期間： 認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで

凡例)
 「法」: 地方税法 「令」: 地方税法施行令 「規」: 地方税法施行規則
 「改正法」: 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)
 「取扱通知」: 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係) 第3章

へ100%子法人等への対応判定では外形標準課税の対象法人ではありません

へ減資への対応判定では外形標準課税の対象法人ではありません

C